

令和7年3月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年3月19日(水) 午前8時55分～9時24分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	9番 大原 眞路(会長)
10番 土井 正幸	11番 高市 佳和
12番 山本 茂	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

欠席委員

8番 猪熊 幸雄

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	8件	田 畑	9,617.2 2,921	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	1件	田 畑	485	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	545	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	27件	田 畑	58,102 7,201	m ² m ²
報告第1号	合意解約	6件	田 畑	23,644 5,366	m ² m ²

令和7年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の定刻よりも少し早いですが、只今より3月の定例会を開催いたします。

(議案の訂正・追加)

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案までの合計37件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、猪熊委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

また、傍聴人の方もお見えになっておりますことも併せてご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を10番 土井委員さんと11番 高市委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、11番 高市委員さんと12番 山本委員さんと13番 宮本委員さんと私で、先日18日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請8件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。

1番、・・・、面積892㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 8,170.04㎡

取得後の営農計画 みかんの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台、
農舎が100㎡。

農作業歴 20年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 車で20分。

2番、・・・、面積149㎡外3筆 計314.2㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 132 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各1台。

農作業歴 5年、年間の農業従事日数 300日以上、通作距離 徒歩1分圏内。

市内で親族が所有する農地でも耕作されています。

3番、・・・、面積2,029 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 32,110 m²

取得後の営農計画 みかんの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、ユンボ、トラックが各1台。

農作業歴 15年、年間の農業従事日数 250日程、通作距離 車で10分。

4番、・・・、面積54 m²外1筆 計434 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 6,950 m²

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、トラックが各1台、コンバイン、耕耘機、田植機が各2台、農舎100 m²。

農作業歴 30年、年間の農業従事日数 200日程、通作距離 車で25分。

5番、・・・、面積1,523 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,838 m²

取得後の営農計画 水稻の販売および自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、乾燥機、籾摺り機、トラックが各1台、農舎69 m²。

農作業歴 40年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 車で5分。

6番、・・・、面積1,509 m²外2筆 計3,729 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 91,614 m²

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、トラックが各 4 台、コンバイン、田植機が各 3 台、農舎 4,000 m²。

農作業歴 設立 20 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 2 分。

7 番、・・・、面積 2,272 m²外 1 筆 計 3,147 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 66,209.62 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 8 台、コンバイン 1 台、田植機 2 台、農舎 500 m²。

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 3 分。

8 番、・・・、面積 320 m²外 1 筆 計 3,147 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 470 m²

取得後の営農計画 菊・稲の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、田植機が各 1 台。

農作業歴 1 年、年間の農業従事日数 通年、通作距離 車で 45 分。

同一の譲渡人、譲受人で今回の申請地付近で 3 筆の所有権移転を昨年 5 月に行っていました。しかし、そのうちの 1 筆が認識誤りであったことが判明し、その 1 筆の取消願とともに今回の新規申請があがってきた次第です。そのため、5 月に所有権移転のあった農地のうち 1 筆は元の所有者のままとなる見込みです。

通作距離について、車で 45 分ですが地元協力者として父親を挙げており、一緒に農作業をする予定であるため、通作可能と判断します。

以上のことから本日の案件 8 件につきまして、譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」8 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

8 番の譲受人は 5 月に認定農業者申請中となっていました。認定されたんですか。

事務局書記

されています。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」8件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件を議題に供します。

なお、本件については現地調査を実施しておりますので、11番の高市委員さんに調査報告をお願いいたします。

高市委員

それでは報告いたします。

1番、・・・、面積168㎡外1筆 計485㎡。【議案読み上げ】

無断転用 あり

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、実家で両親と同居しておりますが、手狭のため住宅を建てようと計画しました。申請地は母が所有する土地であり、実家からも近く、両親の老後のことも考えたところ、話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

都市計画により、用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま高市委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたらその他の案件と合わせて事務局より説明をお願いします。

事務局長補佐

はい、補足説明をさせていただきます。高市委員さんのご説明どおりではありますが、一つその他としてご説明いたします。排水ですが、雨水はため枘を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側水路へ放流します。造成は祖父の代の時に駐車場として利用し始めており、無断転用の造成済のため始末書の提出もあります。

以上で5条の案件の説明を終わります。よろしく申し上げます。

会長職務代理

ただいま高市委員さんと事務局より説明がございましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の案件については現地調査を実施しておりますので、12番の山本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山本委員

それでは、第4号議案 非農地証明願についてご説明いたします。

1番、・・・、面積545㎡。【議案読み上げ】

申請理由

昭和48年頃から耕作をしなくなり、現在は山林化しているためです。昨日行きまして、その現地を確認しました。以上、報告を終わります。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山本委員さんが調査報告をされましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

第4号議案「非農地証明願」1件については、先ほどの山本委員さんのご説明どおりとなります。

今月の非農地証明願1件につきましては「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

山本委員さんと事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」27件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」についてご説明いたします。

今月の農地貸借は、新規に該当する案件が21件、更新が3件、再設定が3件となっております。

また、最後の27番について備考欄に移転と記載させていただいております。農地機構を通じた貸借は、契約満了日と賃料の変更がなく、借主のみが変更する場合は、以前の借主との解約とあわせて、新しい借主と再契約といった手続きをせずとも、権利移転の手続きを行うことで変更可能となっております。地域計画への位置づけは変更となりますので、併せて意見照会がきている次第です。

続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。

以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」27件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

原委員

私も賃貸の契約をしているんですけど、最近の期間をみると10年とか、そういう契約が出てきているんですが、これは変更になったんですか。前は6年だったと思うのですが。

事務局書記

基本的には10年を推奨しているんですけども、絶対に10年というわけではないです。

原委員

私が契約した時には最高6年で途中解約かまいませんというものだったんです。最近では10年になっているからそうなったのかなと。

事務局書記

最高期間は20年などで結んでいるのもありますし…。

会長職務代理

あるんですか。

事務局書記

はい。

会長職務代理

人によったら取られてしまうとか、言ったときにすぐに解約してもらえないのであればダメだとか、そういったことで話が進まないこともあります。

会長	農地機構を通じていけば、まず取られるという心配はない。
本条委員	農地機構を通じていけば、耕作権が発生するとかそういうのはないのか。
会長	それはある。
	(委員による審議)
各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	異議としてはないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」27件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
	以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
	次に報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてです。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてご説明いたします。
	1番、・・・、面積1,438㎡。【議案読み上げ】 解約理由 耕作者変更 備考 利用権 賃借権の解消
	2番と3番は同じ貸付人のため、まとめてご説明いたします。
	2番、・・・、面積1,523㎡外16筆 計15,893㎡。【議案読み上げ】 3番、・・・、面積1,100㎡外1筆 計2,174㎡。【議案読み上げ】 解約理由 契約内容の変更、賃借権から使用貸借権への変更 備考 利用権 賃借権の解消 第6号議案16番関連
	4番、・・・、面積550㎡外1筆 計2,220㎡。【議案読み上げ】 解約理由 売買目的 備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案6番関連
	5番、・・・、面積614㎡外2筆 計1,919㎡。【議案読み上げ】 解約理由 契約内容の変更、使用貸借権から賃借権への変更 備考 利用権 使用貸借権の解消 第6号議案3番関連
	6番、・・・、面積763㎡外8筆 計5,366㎡。【議案読み上げ】 解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして3月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時24分終了